

介護保険短期入所連続利用について

1. 短期入所サービス連続利用等の原則

短期入所サービスは、連続30日を超えて利用することは認められません。また、保険対象の利用日数は、認定有効期間のおおむね半数を超えないように利用しなければなりません。

しかし、次の要件に該当し、連続30日を超えて利用する場合や、認定有効期間のおおむね半数を超えて利用する必要性が生じたとき、その必要性が見込まれた時点で保険者に申請してください。

2. 要件について

◇30日を超える連続利用◇

- (1) 被保険者の心身の状態が悪化しており、在宅に戻れる状態ではない。
- (2) 在宅に戻った場合に介護する者が急病、疾病その他の理由により介護することができない状態である。
- (3) 被保険者が退所後に戻るべき自宅が火災その他の災害を受け、又は同居する家族等に不測の事態が生じ、在宅に戻れる状態ではない。
- (4) その他町長が必要と認めた場合。

◇要介護認定有効期間の半数を超える場合◇

- (1) 被保険者が認知症であることその他の理由により、同居する家族等による介護が困難な状態である。
- (2) 同居する家族が高齢、疾病その他の理由により、被保険者を在宅で十分に介護することができない状態である。
- (3) その他町長が必要と認めた場合。

3. 連続利用等届出のタイミングについて

◇30日を超える連続利用◇

⇒30日を超える**10日前**までに提出

※家族の急変等、やむを得ない理由により急遽延長利用する場合は、申請前に益子町までご連絡ください。

◇要介護認定有効期間の半数を超える場合◇

⇒おおむね半数を超える**1か月前**までに提出

◇注意事項◇

- (1) 短期入所サービスの利用は、原則「30日以内・認定有効期間の半数以内」とされています。そのため、やむを得ない事情により例外給付として連続利用を申請する場合は「**必要最小限の日数**」で申請してください。
- (2) 現在、連続利用の承認が下りており、要介護認定の更新・変更がされた後も継続して連続利用を行う場合は、改めて申請が必要です。特に、要介護認定更新後の再申請を忘れてしまうケースが散見されますのでご注意ください。
- (3) 申請書の提出がない場合や、提出された理由において必要性が確認できなかった場合、保険給付の返還対象となる場合もありますので、ご注意ください。

原則、申請漏れによる遡っての例外給付は認められません。

4. 申請のポイント

◇理由記入について◇

連続利用を申請する必要性について、下記事項に注意しながら具体的に記入してください。

- ・どのような協議を経て申請に至ったのか
- ・被保険者の生活環境と身体状況について
- ・施設の入所申込をしている場合、いつ・どこに申し込んだか、入所時期の目途は
- ・施設の入所申込を1か所しか実施していない場合、その理由は
- ・施設の入所申込をしていない場合、なぜ行っていないのか

